

4.2 油濁被害の補償制度

タンカー等からの油流出等で油濁損害が発生した場合、CLC および FC により被害者への賠償ならびに補償を行う制度が確立されている。

FC については IOPCF で対応が審議されており、2018 年 4 月および 10 月に IOPCF 会合が開催され Prestige 号、Hebei Spirit 号および Agia Zoni II 号等の油濁事故に関するクレーム処理などが審議された他、解雇または減給された従業員への補償基準など IOPCF の運営全般に関する事項について審議された。

1. 解雇または減給された従業員への補償基準

これまでの IOPCF のポリシーでは油濁事故により解雇または減給となった従業員の請求に対して IOPCF は補償を行ってこなかった。しかしながら、Hebei Spirit 号事故に係る判決においてこれらが間接的な損害にもかかわらず事故との間に相当因果関係が認められたことが 2017 年 4 月 IOPCF 会合で紹介された。これを受け現行ポリシーを見直し補償対象とすることを支持する国も散見されたため、2017 年 10 月 IOPCF 会合において審議されたが、更なる検証が必要とされたため 2018 年 4 月の同会合において引続き審議が行われた。

2018 年 4 月 IOPCF 会合では、基金事務局より前回会合の結果およびその後の IG からのコメントを踏まえ、新基準が提案された(概要は以下の通り)。

汚染損害により解雇、非正規化または減給された従業員は、損失と汚染損害に相当因果関係が認められる限りにおいて、経済的損失が補償される。補償期間は雇用者が補償されるまたは補償されたであろう期間を超えないものとする。相当因果関係の有無は次の要素に従い、各国雇用慣行、法、規制を考慮しなければならない。

- ・汚染損害発生時に明確な雇用関係を有する。
- ・解雇、非正規化または減給により経済的損失を被っている。
- ・同地区で代替雇用が得られる場合はそれに応募し損失の軽減に努める。
- ・他から得られた損失補填額について情報開示し二重払いを受けてはならない。

各国は、国内法でリカバリーが可能な場合、汚染損害の結果として発生した解雇、非正規化または減給による経済損失について被害者に支払われた社会保障金額について、回収可能性を有する。

新基準について若干の懸念が示されたものの、多くの国から本基準が必要最低限の判断要素との理解から、幅広い支持を得て承認された。これを受け新基準は claim manual 等の文書に挿入されることとなった。また、新基準は将来の事故にのみ適用され、過去の事故に遡及して適用されないことが確認された。

2. CLC および FC の適切な実施

近年、基金事務局は 4 加盟国(国名非公表)からの申し出により、CLC/FC の締約国において条約が適切に国内法に反映されているかの調査を行った。調査の結果、複数の問題点を確認された(指摘された問題点は以下の通り)。

- ・2003 年に改正された責任限度額の引き上げが更新されていない
- ・用語が適切に定義されていない(例、船舶)
- ・時効の規定が適切に反映されていない(損害発生後 3 年、事故発生後 6 年)
- ・油受取人の政府への報告義務が適切に反映されていない
- ・油受取人との関係における“associated person”の定義がされていない

特にロシアで 2003 年改正の責任限度額引き上げが更新されていなかった事により、実際 2007 年に発生したロシア籍タンカーVolgoneft139 号事故で問題が顕在化した。そのため基金事務局長からは、国際条約の目的の一つに法の国際的統一が挙げられ、これを達成するために条約の正確な履行が重要な要素であり、CLC/FC の場合は正確な履行が被害者の補償を受ける権利と油濁損害に対して国際的な賠償責任および補償体制の公正かつ健全な運営を保護することである旨指摘した。これに対して日本をはじめとする複数国が基金事務局の取組みを評価すると同時に条約の国内履行が適切に行われていない事に対して懸念を示し、基金事務局に対して調査の継続および定期的な結果報告を要請した。

3. IG メンバー以外の保険者の問題

2018 年 10 月 IOPCF 会合において監査委員会より、IG メンバーではない保険者(non-IG)が付保した船舶による基金関連事故のリスクレビューに関する中間報告が行われた。同報告では、基金に関連する油濁事故の件数自体は昔に比べ減少傾向となっているが、non-IG 関連の事故は増加しており、更に non-IG による非協力的対応、支払不能、保険カバー不足でのブルーカード発行といった問題が各事故を通じて垣間見えた内容となっている。

これに対して複数国から本件が基金の土台を揺るがしかねない深刻な問題であるとの懸念が示され、監査委員会に対し問題が多様化していることを踏まえ可能な限りの対処法を見出すよう要請した。また日本からは non-IG でも信頼ある保険者もいるため一律に non-IG の除外は好ましくなく、競争法上の観点にも留意する必要がある旨指摘した。本件は基金にとって重要な問題との認識から監査委員会による取組みを継続していくことが了承された。今後監査委員会は、最終報告および問題への対処法を次回以降の基金会合で提起することとなった。